

令和2年12月17日

1. 出席議員

議長 山口昌宏
1番 坂口正勝
3番 猪村利恵子
6番 吉原新司
8番 古川盛義
11番 松尾陽輔
13番 石橋敏伸
15番 松尾初秋
18番 牟田勝浩
20番 江原一雄

副議長 末藤正幸
2番 豊村貴司
5番 江口康成
7番 上田雄一
9番 吉川里己
12番 池田大生
14番 宮本栄八
17番 川原千秋
19番 杉原豊喜

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 川久保 和 幸
次 長 山口 美矢子
議事係 長 奥 幹 久
議事係 員 田 中 弘 一
総務係 員 岩 本 英 則

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	小	松	政
副	市長	北	川	政次
教	育長	松	尾	文雄
総	務部長	山	崎	正和
総	務部理事	諸	岡	利幸
企	画部長	庭	木	淳
営	業部長	古	賀	龍一郎
営	業部理事	山	口	智幸
福	祉部長	松	尾	徹
こ	ども教育部長	牟	田	由紀子
こ	ども教育部理事	永	尾	淳一
ま	ちづくり部長	野	口	和信
環	境部長	高	倉	秀昭
総	務課長	後	藤	英明
企	画政策課長	松	尾	謙一
財	政課長	弦	卷	一寿
会	計管理者	山	田	英昭
選	挙管理委員会事務局長	谷	口	勝
監	査委員事務局長	青	木	博
農	業委員会事務局長	一	ノ瀬	直治

議 事 日 程 第 6 号

12月17日(木) 10時開議

- | | | |
|-------|---------|------------------------------------------------------|
| 日程第1 | 第100号議案 | 新市建設計画の変更について(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第2 | 第103号議案 | 令和2年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)
(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第3 | 第104号議案 | 令和2年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第3回)(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第4 | 第106号議案 | 令和2年度武雄市下水道事業会計補正予算(第4回)(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第5 | 第94号議案 | 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第6 | 第95号議案 | 武雄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第7 | 第96号議案 | 武雄市キャンプ場設置条例の一部を改正する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第8 | 第98号議案 | 武雄市コミュニティー百堂設置条例を廃止する条例(福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第9 | 第93号議案 | 武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第10 | 第97号議案 | 武雄市乳待坊公園及び神六山公園設置条例の一部を改正する条例(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第11 | 第99号議案 | 武雄市勤労者福祉会館設置条例を廃止する条例(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第12 | 第101号議案 | 武雄市農業委員会の委員の任命の特例の適用について(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第13 | 第105号議案 | 令和2年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算(第2回)(産業建設常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第14 | 第102号議案 | 令和2年度武雄市一般会計補正予算(第16回)(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第15 | 第107号議案 | 令和2年度武雄市一般会計補正予算(第17回)(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決) |
| 日程第16 | 第108号議案 | 教育委員会委員の任命について(質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第17 | 意見書第4号 | 公共交通維持のため財政支援拡充を求める意見書(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決) |
| 日程第18 | | 閉会中継続調査申出について(各委員会調査事件)(議決) |

○議長（山口昌宏君）

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

市長より提出されました第108号議案の人事案件及び議員から提出されました意見書第4号を追加上程いたします。

まず、11日の議案審議のときに、池田議員から議事進行が出されました要望書の件についてでございますが、事前にお話はお聞きしておりましたが、昨日、正式に旅館組合より提出をされました。各議員宛てに担当箱のほうに配付をいたしたいと思います。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託しておりました議案等について審査終了の報告が、各委員長から提出されておりますので、日程に従い、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1～第4 第100号議案～第106号議案

日程第1．第100号議案 新市建設計画の変更についてから日程第4．第106号議案 令和2年度武雄市下水道事業会計補正予算（第4回）までの4件を一括議題といたします。

以上の4件は、総務常任委員会に付託いたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第100号議案に対する報告を求めます。上田総務常任委員長

○総務常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第100号議案 新市建設計画の変更について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が一部改正されたことにより、合併特例債の発行期間が5年間延長されたことに伴い、合併特例債を活用するため、変更するものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第103号議案から106号議案までの3件については、関連しておりますので、一括して報告を求めます。上田総務常任委員長

○総務常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第103号議案 令和2年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）、第104号議案 令和2年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）及び第

106号議案 令和2年度武雄市下水道事業会計補正予算（第4回）について、一括して審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、職員の人件費について職員の異動等による変更、また、年度末までの所要額の見込みに伴う補正をするものという説明を受けました。

審査の結果、第103号議案、第104号議案及び第106号議案の3件については全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第100号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第100号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第100号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第103号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第103号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第103号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第104号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第104号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 104 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 106 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 106 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 106 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5～第 8 第 94 号議案～第 98 号議案

日程第 5. 第 94 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例から日程第 8. 第 98 号議案 武雄市コミュニティー百堂設置条例を廃止する条例までの 4 件を一括議題といたします。

以上の 4 議案は、福祉文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 94 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。本委員会に付託されました第 94 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、地方税法施行令等の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うもので、1 つに、個人所得課税で給与所得控除が 10 万円引き下げられたことにより、引き下げられた 10 万円を現行の基礎控除 33 万円に上乘せし、43 万円とすることで、税額が増えた等の不利益が生じないように軽減判定所得基準を見直すものであるということです。

2 つ目に、低未利用地を譲渡した場合、要件を満たせば、長期譲渡所得金額から 100 万円控除できる特例控除が創設されるものとの説明を受けました。

委員からは、各軽減割合の被保険者の世帯はということでの質疑がありまして、答弁として、被保険世帯は 6,217 世帯、7 割軽減世帯は約 25%、5 割軽減世帯は約 21%、2 割軽減世帯は約 14%、軽減世帯数は約 6 割の 3,786 世帯という説明を受けたところであります。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 95 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 95 号議案 武雄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うもので、1つに、附則第 2 項にある「特例基準割合」という用語を「延滞金特例基準割合」に変更するもので、延滞金の割合の変更はなく、また、附則第 3 項を、税条例との整合性を取るため、条文整備として削除するものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 96 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 96 号議案 武雄市キャンプ場設置条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本改正は、武雄市に 3 つあるキャンプ場の利用目的、利用状況に応じ、眉山キャンプ場に関する条例となるよう一部改正を行うもので、受益者負担の原則に基づいた使用料を設定し、持込みテント利用とバンガロー利用との不均衡を解消するとともに、キャンプ場の運営経費、施設整備費等に充て、利用環境の向上を図るものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 98 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 98 号議案 武雄市コミュニティー百堂設置条例を廃止する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、コミュニティー百堂が、昭和 30 年建築、築 65 年と老朽化が著しく進んでいることに加え、ここ 2 年間はほとんど利用されていないため、関係区の杉岳区、白仁田区の意見を聞いた上で廃止することとし、条例の廃止を行うものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 94 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 94 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 94 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 95 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 95 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 95 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 96 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 96 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 96 号議案は委員長報告のとおり可決されました。
次に、第 98 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 98 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 98 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9～第 13 第 93 号議案～第 105 号議案

日程第 9. 第 93 号議案 武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例から日程第 13. 第 105 号議案 令和 2 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 回）までの 5 件を一括議題といたします。

以上の 5 議案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長の報告を求めます。

初めに、第 93 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 93 号議案 武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

本条例は、令和 4 年秋の九州新幹線西九州ルート武雄－長崎間の開業及び開業後を見据え、宿泊施設等整備奨励措置の拡充を行うことにより、宿泊施設等の魅力向上、機能向上等を図り、本市の観光ブランドの向上につなげるために、現行条例の奨励措置を全面的に見直すため条例を改正するものでした。

「新設又は増設」が対象となるものは、第 4 条で規定される固定資産税の課税免除及び不均一課税で、「初年度から 5 年度」が課税免除、「6 年度から 10 年度」は 2 分の 1 を課税するものでした。

また、「改造、改修又は譲受け」が対象となるものは、第 5 条で規定される整備奨励金であり、整備費の 100 分の 10、上限 1 億円を 10 年間にわたり分割して交付するものでありました。

そのほか、「雇用奨励金」、「利子補給金」、「操業支援補助金」を新設し、改正するものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 97 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 97 号議案 武雄市乳待坊公園及び神六山公園設置条例の一部を改正する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

「乳待坊公園いこいの広場」は、常設テントの利用者が年々減少し、持込みテント等による利用者が増えてきている。このため、「持込みテント」及び「持込みタープ」については、1 張 1 泊 1,100 円を設定し納入を義務づけ公園施設等の利用環境の向上につなげるものでした。

常設テントを廃止し、公園内の有効な公共空間を確保しキャンプができる公園として魅力向上につなげたいと説明がありました。

また、「神六山公園ふれあい広場」は、常設テントのキャンプはここ数年利用がなく、キャンプ施設としての機能も不足していることから、公園機能のみとして景観を活かし維持管理していくと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 99 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 99 号議案 武雄市勤労者福祉会館設置条例を廃止する条例の、審査の経過と結果を申し上げます。

施設の老朽化及び利用者の減少のため、本条例を廃止し、令和 3 年度から施設の統廃合、複合化を図るものでした。

当該施設は昭和 48 年建設で、トイレなど施設がバリアフリー対応でないこと、エアコンの老朽化による故障、経年劣化による建物の損傷も著しい状態であり、また、非耐震構造でもあり、安全性を確保しながら運営していくには多額の修繕・改修費用が必要となると予想されること。

現在は、会議室の利用者数も 10 年ほど前の半数程度に減少しており、多額の費用をかけて、これまでどおりの施設運営をしていくのではなく、機能を文化会館に集約し、施設の統

廃合、複合化を図ることが望ましいのではないかと判断したと説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 101 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 101 号議案 武雄市農業委員会の委員の任命の特例の適用について、審査の経過と結果を申し上げます。

「農業委員会等に関する法律」第 8 条第 1 項に規定する農業委員会の委員の任命について、原則「認定農業者等が農業委員の過半数を占めること」とされているが、同条第 5 項「ただし書」の例外規定を適用するため、議会の同意を求めるものでした。

この例外規定は、本市においては 3 年前の改選から適用されており、現行どおりであることの説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 105 号議案に対する報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 105 号議案 令和 2 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 2 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

今回の減額補正により、歳入歳出それぞれ 2 億 7,887 万 4,000 円とするものでした。

本事業は、令和 3 年度までの 2 か年の継続費であったが、令和 4 年 6 月の事業完了が見込まれることから、令和 4 年度までとする 3 か年の継続費補正が計上されておりましたが、事業費総額の変更はないと説明を受けました。

歳出の主なものとして、1 款 1 項 1 目．新工業団地整備事業費について、14 節．工事請負費の一部を 12 節．委託料に組替え、造成工事の前に伐採業務に取り組むものでした。

また、14 節．工事請負費は、「継続費補正」と「組替補正」により今年度予算を減額するものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 93 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 93 号議案 武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例に反対の討論を申し上げます。

12 月 1 日付のマスコミ報道に書いてありますように、市にはこれまで、固定資産税の評価額を対象にした奨励金制度があったが、これほど多岐に施設整備を奨励する制度は初めて。運営会社が破綻した武雄センチュリーホテルなど、複数の休眠施設があり、ホテル建設が予定されている用地もあると報道されています。

この議案は、明らかに特定の企業への恩恵ではないかと指摘するものです。

それは、期限を区切ってあります。5 年限りというものです。よって、この 93 号議案は現状のままでいいのではありませんか。よって、この 93 号議案は現状のままの固定資産税の減免制度を維持すべきです。

改正案は多岐にわたる整備奨励金、限度額 1 億円。雇用奨励金 1 人当たり 50 万円。さらに上下水道、ガス代、電気代など、操業支援奨励金限度額 5,000 万円。さらに利子補給金など、市民の感覚とかけ離れているのではありませんか。企業感覚ともかけ離れていると思います。

以上を指摘し、93 号議案に反対の討論といたします。

○議長（山口昌宏君）

2 番豊村議員

○2 番（豊村貴司君）〔登壇〕

第 93 号議案 武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例に賛成の立場で討論いたします。

本議案は、令和 4 年秋の九州新幹線西九州ルート開業及び開業後を見据え、宿泊施設等の新設や増設、また、改造、改修、譲受けなどの整備等に対し奨励措置の拡充を行うことで、観光都市武雄としての機能性向上、観光ブランドの向上につなげることを目的とされています。

近年では、平成 17 年当時、武雄市内の宿泊施設における収容可能数は多く、宿泊者数も

ピークの状態にありましたが、その後、宿泊施設の収容可能数は減少しており、現在は、ピーク時と比べ2割少ない状態にあります。しかし、武雄市への観光客数は当時と比べ増加傾向にあり、宿泊施設における収容可能数の減少とともに減っていた宿泊者数も、ここ数年では回復傾向にあるところです。つまり、宿泊される方は再び増加傾向にあるが、泊まれる宿泊可能収容数は減少したままの状態が残る状況にあるということです。

こうした近年の武雄市における観光客数、宿泊可能収容数、そして、実際の宿泊者数の動向を見た場合、加えて、多くの観光客の方に武雄温泉駅で降りてもらおうと、新幹線開業を見据えたまちづくりを行っていく上で、武雄市全体として、現在ある既存の宿泊施設とともに、収容可能数を最低でもピーク時の状態に再び戻すことが、観光都市武雄として、また、武雄を拠点とするハブ都市の機能として必要となります。よって、本議案は30年前以上に制定された現行の条例をこれからの武雄市の姿を思い、見直し、そして、改正を行うところであり、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山口昌宏君）

12番池田議員

○12番（池田大生君）〔登壇〕

おはようございます。第93号議案 武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例の改正について反対の立場で討論いたします。

新しくできる取組、いろんな施策は大事だと思っております。この武雄のブランドの向上に向けて、今回の条例改正がいいのか、悪いのか、詳細については専門家ではありませんので分かりませんが、しかし、企業立地条例等を参考にされたと言われましたが、企業誘致とは大きく違ふと私は思います。

この条例改正に当たっては、9月議会の市長答弁により、新幹線西九州ルートの開業を見据え、宿泊施設等の魅力向上、利便性向上及び機能向上を図り、もって本市の観光ブランドの向上につなげることを目的に出されたわけですが、唐突感が拭えません。

早急に条例改正をするに当たり、これは全面的な改正であるわけですから、新設同様に慎重な手続、ステップを踏む必要はなかったのか。企業立地条例と同等で参考にされたとのことでしたが、既存の施設、宿泊施設等への影響を鑑みることは必要なかったのか。旅館組合などから要望書が出されたということでしたが、後づけするのではなく、当初より周知や協議を重ね、詳細についてさらなる検討が必要ではないでしょうか。

当然、この条例が施行されれば大きな予算を伴います。市民の負担または福祉の向上に資するのか、そして、広く理解され賛同を得られるのかを考えたときに、武雄市が一体となって、力強く新幹線開業に向かっていくためにも、いま一度、精査すべきではと考え、反対の討論といたします。議員の皆様御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山口昌宏君）

18 番 牟田議員

○18 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

第 93 号議案 武雄市宿泊施設等整備奨励に関する条例に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど9月議会で出た市長の答弁とありましたけれども、その前に、私自身も3月議会だったかにも1回やっております。

（発言する者あり）いえ、すみません、マスクわざと着けております。

そういうふうな形で、そこから研究を始められたと思います。

温泉名を出しちゃいけませんけれども、ある観光地の例で言うと、リーマンショックのときに、駅前にある旅館街の大きいところがいっぱい潰れた。じゃあ、その潰れたところのお客さんはその他の横のお店に移ったのか。移っていないですね。もう全体的に下がってきている。そういう中で、地元でそういうふうな、ここをやってもいいよ、私がやってもいいよ、そういう大きいところがあれば、それは仕方ないかもしれません。

でも、やっぱり今、こういうコロナの現状、そして、いろんな現状を鑑みると、よそから来ていただけるようなところ、センチュリー自身も実際そうですよね。名前言っちゃったね、ごめんなさい。ほかのところもそうだと思います。そういう中で、よそからのやつを後押しするためにこの条例ができたと思っておりますし、9月議会でも提案させていただいて、そういうふうな返事をいただきました。

観光業というのは、1つ潰れたから、1つ、2つ潰れたからそこのお客さんがほかのところに泊まるじゃないんですね。全体的なその宿泊地の魅力、そして、施設が整っているという条件が必要だと思っております。そういう中で、今度の条例は、そういう外から来る部分の背中を後押しする、そして、もう一度5年という期限をつけたというのは、先ほど反対討論でありましたけれども、5年以上やると、今度は反対に財政がもたなくなりますよね、期限をつけてやらなければ。そういう中で、5年という期限を切られたと伺っております。

ぜひ皆さん、こういう条例をきちんと通して、武雄の観光業全体が上がっていくと思います。

さらに、先ほどおっしゃった、その他の観光、既存の観光のところもきちんと考えていただいていると私は確信しています。議員の皆様方の御賛同をお願いいたしまして、討論にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（山口昌宏君）

討論をとどめます。

これより第93号議案を採決いたします。

〔14番 退席〕

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 93 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

〔14 番 着席〕

次に、第 97 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 97 号議案を採決いたします。

本案に対する報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 97 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 99 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

20 番江原議員

○20 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 99 号議案 武雄市勤労者福祉会館設置条例を廃止する条例に反対の討論を申し上げます。

今 12 月議会に提案された第 93 号議案、第 99 号議案を見比べてみますと、小松市政の政治姿勢がはっきり示された議案ではないでしょうか。スクラップアンドビルド、壊して、一方で目新しいものに市民の税金を使う、これを地で行くものではありませんか。

武雄市勤労者福祉会館設置条例の目的には、勤労者の福祉の向上を図るため設置されているものです。行政財産から普通財産になっても、施設を維持すべきであります。

先ほどの委員長報告で、文化会館に代替案と言われております。さらに昭和 48 年建設だ、だから古い、だからお金がかかると言われていますが、設置条例の目的に勤労者の福祉の向上を図るための措置、これを壊したらほかにありますか。私はこの廃止条例は、武雄市政にとって、まさに市民目線、勤労者の目線と真逆ではないかと訴えざるを得ません。

施設は継続して運営すべきであり、廃止に反対の討論といたします。

○議長（山口昌宏君）

2 番豊村議員

○2 番（豊村貴司君）〔登壇〕

第 99 号議案 武雄市勤労者福祉会館設置条例を廃止する条例に賛成の立場で討論いたします。

当施設は委員長報告でもありましたように、昭和 48 年建設と古く、耐震構造にもない状

態であります。また、年間 500 万円を超える維持管理費に加え、老朽化に伴う故障や建物の著しい損傷もあり、今後、現状のまま施設を活用するとすると、安全性の問題、そして、さらなる武雄市からの費用投入が必要となるところです。

しかしながら、当施設を利用されている人数は 10 年ほど前と比べ半数程度に減少している状況であり、現状として、既に文化会館などの別の施設を利用されているという面もあるということでした。

こうしたことから、武雄市として、建物の状況、コスト、実際の利用状況等を総合的に判断し、施設の機能を他の施設に集約し、複合化することが望ましいと判断されたものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山口昌宏君）

12 番池田議員

○12 番（池田大生君）〔登壇〕

第 99 号議案 武雄市勤労者福祉会館設置条例を廃止する条例に反対の立場で討論をいたします。

廃止の理由について、先ほど申されました利用者の減については、これまで設備の不備のため、修繕等を行われてこなかったため、利用したくてもできない状況でありました。

また、個別施設計画の中での施設集約化と思いますが、老朽化については、どの施設も同様で仕方ないと思います。

また、この勤労者福祉会館の機能については、文化会館等集約をされるということでしたが、これまで、今後のその具体性については確認できるような状況ではありません。個々の利用者、団体の利用者あると思いますが、これまでの会館の持つべき目的に沿い、勤労者福祉の維持向上に努めてきた経緯もあります。

今後、現在のコロナ禍の中で、経済も疲弊しています。

今後は、勤労者福祉の維持向上はさらに重要になってくる中で、拠点となる会館、施設は不可欠です。この条例が施行されれば、3 か月しかありません。

9 月 28 日に説明をされたと申されましたが、上程されたのは 12 月定例会でございます。今後の準備等を含めて猶予がない中に、拙速に廃止するのではなく、利用者のフォローアップを、代案、代替案含め、具体的な勤労者福祉政策を考え協議していただくことを申し添え、反対の討論といたします。議員皆様の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（山口昌宏君）

18 番牟田議員

○18 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

賛成の立場での討論を開始いたします。

先ほど、反対のほうでいろいろ出ました、勤労者という言葉です。勤労者とは何ぞや。

武雄市内には、組合とかいろんなそういう組織を持たない中小がほとんどであります。あそこを利用している団体、そういうふうなところは、私の周りではあまり聞いたことがございません。

勤労者とは、武雄市全体の勤労者であって、本当にその多くの方々がそこを使っているのなら、私もちょっとは考えなきゃいけませんけれども、なかなかそこを使っているという事例を聞かない。それで、さらに半分以下になったと、そういった場合、勤労者福祉会館という機能を維持できるのだろうか。

例えば一部の団体がいつも使う、一部の組織がいつも使うそういうのじゃなくて、本当に開かれた勤労者福祉会館というのだったら、さっきも言いましたように、繰り返しになりますけれども、私も再考するとも少しはあるかもしれません。

しかし、今回の議案、私自身、1年半前にこの質問をしたことがあります。1年半、ちょっとすみません、記憶は定かじゃないですけども。武雄市の市有財産をきちんと見直したらどうかということによっております。

勤労者福祉会館についても多分、触れたんじゃないかな。一等地にあります。ああいうところをきちんと再利用して、まちの活性化につなげたらどうかというようなことも言いました。

そういう中で聞いていたのが、例えばあそこのところの、——先ほど賛成討論で、維持管理費が500万円という言葉が出ましたけれども、これは管理費だけなんです。維持費は入っていないです。運営委託料が500万円ということで、維持費は入っておりません。

500万円というのは、川古の大楠公園よりもはるかに高い金額で、その何倍も広い施設であるところよりも高い金額を払っている。管理だけです。維持費はまた別です。

その前に質問したときに聞いていたのが、トイレの洋式化とか、そういう部分も含めたら2,000万円。そして、さらに耐震という言葉も出ましたけども、耐震をやると調査だけで200万円、そして耐震を本格的にやると、その10倍以上かかるということも、私が前質問したときに聞いております。

そして、さらに今後、さっきの管理委託料だけで500万円入っているんですよ。直営で、500万円やっているんですけども、そういう中でエアコンの修理、バリアフリー対策、その他も多々あるというふうに、そのときに聞いておりました。そういう中で今回8月に、アセットのほうできちんとやるというのが確立されて、9月に通知が行ったということで聞いております。

先ほど申しましたように、今後もそういうふうなのが多々ある中で、今回こういう議案を出されたとは私は思っております。

以上を鑑みまして、今回の議案は賛成するべきものと思ひまして、こうやって討論に立たせていただきます。議員の皆様各位の御賛同をお願い申し上げまして、討論を終わります。

○議長（山口昌宏君）

討論をとどめます。

これより第 99 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 99 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 101 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 101 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 101 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 105 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 105 号議案を採決します。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 105 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 14・第 15 第 102 号議案・第 107 号議案

日程第 14. 第 102 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 16 回）及び日程第 15.

第 107 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 17 回）を議題といたします。

以上の 2 議案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

まず、第 102 号議案に対する報告を求めます。上田総務常任委員長

○総務常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 102 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 16 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、まず 2 款 2 項 1 目. 企画総務費の 7 節. 報償費、11 節. 役務費、

12 節. 委託料、13 節. 使用料及び賃借料の合計 4 億 708 万 6,000 円及び 24 節. 積立金 3 億 9,291 万 4,000 円については、ふるさと納税、まちづくり応援寄附金の見込み額が増えたことによる、その返礼品等の経費及び基金積立金であるとの説明を受けました。

次に、2 款 2 項 1 目 18 節. 負担金補助及び交付金 1,002 万円については、地域経済を支える市内に事業所を有するバス、タクシー、運転代行事業者への事業継続のための給付であるとの説明を受けました。

次に、2 款 2 項 2 目. 地域振興費 1 億 219 万 6,000 円は、「地域の絆交付金事業」として、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の地域活動が縮小または廃止されることを防ぐため、コロナ禍以前の活動はもとよりそれ以上の地域活動に取り組んでいただくために、市内 107 の行政区に対して活動費を交付するものとの説明を受けました。

また、10 款 6 項 2 目. 体育施設費の 11 節. 役務費、12 節. 委託料及び 14 節. 工事請負費の一部の合計 7,349 万 1,000 円については、新球場建設工事に係る予算であり、令和 3 年度までの継続事業との説明を受けました。

歳入の主なものは、15 款 2 項 1 目. 総務費国庫補助金に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として 1 億 3,191 万円。

また、22 款 1 項 5 目. 教育債 6,570 万円は新球場建設事業の財源であるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 107 号議案に対する報告を求めます。上田総務常任委員長

○総務常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 107 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 17 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の 2 款 1 項 4 目. 財産管理費の 17 節. 備品購入費 1,879 万 9,000 円については、市の公共施設の新型コロナウイルス等の感染症対策の一環として、施設内の乾燥対策のため加湿器 328 台を整備するものであり、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金との説明を受けました。

また、加湿器はウイルス性感染症の流行により全国的に台数が不足しており、300 台を超える発注に対しては、5 か月程度の納期を要する見込みであることから、繰越明許費の追加をお願いするものとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第 102 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 102 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 16 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、まず 3 款 3 項 3 目 18 節、負担金補助及び交付金の認可化移行運営費支援事業補助金 184 万 9,000 円は、認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設に対して、移行に当たる必要経費を補助することにより、保育の供給及び受入れを増やし、子供を安心して育てることができる体制整備を行うものであるとの説明でありました。

同じく、5 目、母子福祉費の母子家庭等高等職業訓練促進給付金は、母子家庭等における資格取得を目的とした高等職業訓練に対し、非課税世帯で月額 10 万円、課税世帯で月額 7 万 500 円、また、最終学年の年は月額 4 万円を加算して支給するもので、支給者数が当初計画より 2 名増えたため、272 万 4,000 円を計上するものであるとの説明を受けました。

10 款 5 項 1 目 14 節、工事請負費の眉山キャンプ場整備工事 568 万円は、コロナ禍の中でも 3 密を避け安心して楽しめる魅力的な空間をつくり出すため、区画設置やキャンプ場の整地、利用者が安全でスムーズにキャンプ場まで行けるよう、国道 498 号線の入口からキャンプ場までの分かりやすい案内板を表示し、付け替えることにより整備を行うものであるとの説明でありました。

歳入の主なものとしては、21 款 4 項 3 目、雑入の介護保険事業市町負担金返還金 1,846 万 8,000 円は、訪問介護事業所が人材不足などで杵藤管内の 15 事業所が休止や廃止となったことにより、給付費や事務費が当初見込みより減額となったことによるもの、また、同じく 3 目、雑入の地域共生ステーション推進事業費補助金 16 万 2,000 円は、社会福祉法人大谷が収益が伸びず経営に支障が生じ事業を廃止されたため、補助金の返還が生じたものであるとの説明でありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 107 号議案に対する報告を求めます。松尾陽輔福祉文教常任委員長

○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 107 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 17 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

3 款 3 項 5 目、母子福祉費 1,990 万 7,000 円は、ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給に関するもので、第 1 回目の基本給付の支給を受けている方、または申請している方の再支給の申請は不要であるが、それ以外の方は申請を行えば 2 回目の再支給が受けられるとのことで、対象世帯には議決後チラシを同封し通知する予定であるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。石橋産業建設常任委員長

○産業建設常任委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 102 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 16 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

主なものとして、歳出 4 款 2 項 1 目 18 節、負担金補助及び交付金の「宅配ボックス購入費補助金」は、宅配業者の配達員と市民が直接対面する機会を減らすことにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぎ、あわせて、「2050 年ゼロカーボンシティ in たけお」の具体的な取組の一つとして、再配達を減らすことで、配達車両から発生する温室効果ガスの削減も目的とされており、補助金は、購入費用の 2 分の 1 で、上限 3 万円でした。

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに個人購入し、自宅で使用する宅配ボックスを補助の対象とする説明がありました。

そのほか、6 款 1 項 3 目、農業振興費では、令和元年 8 月豪雨災害に伴う災害復旧工事で作付ができなかった田んぼに対して、1 反当たり 8,000 円の支援金を助成する補助事業などがありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（山口昌宏君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第 102 号議案及び第 107 号議案の各所管の常任委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

まず、第 102 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 102 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 102 号議案は各所管の常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、第 107 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 107 号議案を採決いたします。

本案に対する各所管の常任委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の常任委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 107 号議案は各所管の常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 16 第 108 号議案

日程第 16. 第 108 号議案 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から説明を求めます。小松市長

○小松市長〔登壇〕

第 108 号議案 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

教育委員会委員であります田中史子氏の任期が、来年 1 月 31 日をもって満了いたします。

つきましては、引き続き田中氏を教育委員会委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものです。

田中氏の経歴につきましては、添付いたしております略歴のとおりでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（山口昌宏君）

本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

これより討論、採決を行います。

第108号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

お諮りいたします。第108号議案 教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第108号議案すなわち田中史子氏を武雄市教育委員会委員に任命することに同意を求める件は、これに同意することに決定しました。

日程第17 意見書第4号

日程第17. 意見書第4号 公共交通維持のため財政支援拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者から趣旨の説明を求めます。7番上田議員

○7番（上田雄一君）〔登壇〕

意見書第4号 「公共交通維持のため財政支援拡充を求める意見書」の提出者を代表しまして、趣旨説明をいたします。

地域における公共交通は、住民にとって必要不可欠な生活基盤であり、とりわけ路線バスは、移動手段を持たない高齢者の買物や通院、中学生や高校生の通学などに利用される重要な交通機関であります。

一方、人口減少や自家用車の利用などにより、路線バス利用者は大幅に減少し、バス路線を維持するためには国や地方自治体の財政支援が欠かせないものとなっております。関係自治体にとっては、多額の補助金を支出することが大きな負担となっており、国による財政支援の拡充がなければ、公共交通としてのバス路線の維持は困難な状況に陥っております。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症拡大によって公共交通機関の利用者は激減し、

収益は著しく低下しており、路線バス運行のための企業努力も限界に達しております。

このような中、地域における公共交通がその機能を十分に発揮し、真に活力ある地域・経済社会をつくっていくためにも公共交通に対する財政支援の拡充が求められております。よって、国においては、地方自治体が取り組む地域公共交通の維持に係る補助事業について、補助要件を緩和するなどの財政支援措置を大幅に拡充されるよう強く要望するものであります。

以上、趣旨説明とさせていただきます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山口昌宏君）

提出者に対する質疑を開始します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。意見書第4号は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第4号を採決いたします。

意見書第4号は原案のとおり決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第4号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第18 閉会中継続調査申出について

日程第18. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第111条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、令和2年12月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 11時7分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

武雄市議会 議 長 山 口 昌 宏

〃 副 議 長 末 藤 正 幸

〃 議 員 豊 村 貴 司

〃 議 員 吉 原 新 司

〃 議 員 吉 川 里 己

会 議 録 調 製 者 川久保 和 幸

議長 の 諸 報 告

1. 地方自治法第199条の規定による監査結果報告を次のとおり受理した。

- (1) 令和2年 9月15日付 一般財団法人 武雄市観光協会（所管課：商工観光課）
- (2) 令和2年10月 5日付 こども未来課、こどもの貧困対策課、企画政策課、
新型コロナ総合相談室、市民協働課、男女参画課
- (3) 令和2年10月16日付 議会事務局、会計課、税務課、秘書課、広報課
- (4) 令和2年11月 4日付 防災・減災課、財政課、総務課、資産管理課、企業立地課
- (5) 令和2年11月11日付 社会福祉法人 武雄市社会福祉協議会
(所管課：福祉課、健康課)

2. 地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査結果を次のとおり受理した。

- (1) 令和2年 9月29日付
一般・特別会計、企業会計 令和2年 8月分
- (2) 令和2年10月26日付
一般・特別会計、企業会計 令和2年 9月分
- (3) 令和2年11月30日付
一般・特別会計、企業会計 令和2年10月分

3. 陳情及び議長会の諸会議に次のとおり出席した。

10月15日 国道34号バイパス建設促進期成会要望活動（福岡県）

4. 陳情書及び要望・要請書を次のとおり受理した。

- (1) 令和2年10月27日

武雄温泉における宿泊施設の機能維持及び向上に関する要望書

武雄商工会議所 会頭 溝上 邦治

武雄市観光協会 会長 山下 裕輔